

令和4年度



愛犬ガイド

江別市生活環境部市民生活課
市民活動係(生活衛生担当)
011-381-1094

犬の登録と狂犬病予防注射について

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬には登録と毎年の狂犬病予防注射が義務づけられています。

◎愛犬の登録はお済みですか？

- ・登録は市内の動物病院または、市役所本庁舎の市民生活課生活衛生担当（西棟2階17番窓口）で受け付けます。 ※登録手数料：1頭3,000円
- ・登録すると鑑札・門票が発行されますので、鑑札は首輪につけ、門票（シール）は玄関先に貼ってください。
- ・犬の所有者が変わった時、所有者の住所に変更があった時（市外に引越された場合は転出先の市町村で変更手続きをしてください。江別市での手続きは不要です）、また、愛犬が死亡した時にも手続きが必要です。

◎狂犬病予防注射を受けましょう（室内犬・小型犬も必ず接種しましょう）

- ・市内の動物病院で接種すると注射済票が発行されますので首輪につけてください。
- ・江別市外で狂犬病予防注射を受けた場合は、注射済票の交付手続きが必要です。注射済証と交付手数料（550円）を持参し、市内の動物病院または市役所本庁舎の市民生活課生活衛生担当（2階17番窓口）にて手続きをお願いします。

※本来、狂犬病予防法により4月1日から6月30日までの間に1回受けることとされていますが、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止の観点から、12月31日までに注射を受けた場合は当該期間内に受けたものとされます。動物病院を受診する際は待合室での混雑を避けるため事前に電話連絡で相談するなど、配慮をよろしくお願いいたします。

※登録・予防注射をしない場合は狂犬病予防法により20万円以下の罰金が定められています。



マナーを守って、人もペット（動物）も暮らしやすく

- 🐕 散歩のときは、リード（引き綱）をつけ、いつでも制御できるように短く（2メートル以内）持ち、事故防止に努めましょう。伸びるリードを長くして散歩させたり、おとなしいから大丈夫だと、ノーリードでの散歩は危険です。
- 🐕 トイレを済ませてから散歩することを心掛け、公共の場所や他人の家の前や塀・門付近では排せつさせないようにしましょう。
- 🐕 水を入れたペットボトルを持ち歩くなどして、糞尿後に水を巻いたり、糞は必ず持ち帰るなど、近所に対する思いやりや気配りをお願いいたします。
- 🐕 周りの人は飼い主が思っている以上に鳴き声に敏感です。適切なしつけを行い、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 🐕 外でブラッシングをすると、毛が風に乗って広範囲へと飛び散り、ご近所トラブルの原因にもなります。ブラッシングは場所に配慮をし、抜けた毛はきちんと始末しましょう。

◎犬が逃げたり、迷い犬を見かけたときは・・・

- ・放たれている犬を見かけたら、市民生活課生活衛生担当（381-1094）へ連絡してください。市では放たれている犬を保護します。
- ・飼っている犬が逃げた場合は、市民生活課生活衛生担当（同上）、江別保健所（383-2111）、江別警察署（382-0110）へ連絡してください。
- ・犬が逃げると、人を咬んだり、交通事故に遭う可能性もあります。定期的に首輪などを点検して、飼い犬が逃げ出さないように十分注意をしましょう！





猫は室内で飼いましょう



- ・環境省の基準では「ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること」とされており、また、北海道の条例でも「猫の飼い主は、その飼養する猫について、疾病の感染及び不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を保持するため、室内での飼養に努めなければならない」とされています。
- ・野生動物に限らず、エキノコックス症はねずみを捕まえたり、食べたりすることで、猫にも感染することがあります。動物由来感染症や交通事故から守るためにも猫は室内で飼いましょう。

ふん尿による畑や庭の被害で迷惑している方が増えています！

エサをあげないで。



- 野良猫へのエサやりの苦情も多く寄せられています。継続してエサを与えていると占有者として飼い主と同等の扱いとみなされ、その猫が周りに迷惑をかけたときには、エサやりをしている人の責任となります。
- 可哀想だから…とエサを与えているとたくさん繁殖し、かえって不幸な猫が増える原因にもなります。野良猫にエサを与えるのであれば、責任を持って飼い主になり室内で飼いましょう。

◆ 普段から備えましょう！ ペットの災害対策 ◆

- ・いざというとき、家族がペットと安心して避難するためには、日頃から災害に対する備えが重要です。特に避難所におけるペットの管理は、「飼い主自ら」が行うため、平時からの対策をしましょう。
- ・ケージなどで落ち着いていられるか、決められた場所で排泄ができるか、無駄吠えしないかなど、避難所で過ごせるようにしつけをしましょう。 ※ペットシートでの排泄練習・ケージでの就寝練習など。
- ・ワクチン接種やノミやダニの駆除などの健康管理をしましょう。
- ・最低5日分の食事、水、首輪、リード、猫用トイレなどを準備しましょう。

◎ペットの災害対策についてのお問い合わせは、江別市危機対策・防災担当（011-381-1407）へ

◆ 新型コロナウイルスとペットについて ◆



Q. 新型コロナウイルスは飼育しているペットに感染しますか？

A. これまでに新型コロナウイルスに感染したヒトからイヌ、ネコが感染したと考えられる事例が数例報告されています。また、動物園のトラやライオンの感染（飼育員から感染したと推察されている）事例も報告されています。

ただし、新型コロナウイルスは主に発症したヒトからヒトへの飛沫感染や接触感染により感染することが分かっており、現時点では、ヒトから動物への感染事例はわずかな数に限られています。

Q. 新型コロナウイルスが飼育しているペットから人に感染した事例はありますか？また、ペットを飼育する上で注意すべきことはありますか？

A. これまでのところ、新型コロナウイルスがペットから人に感染した事例は報告されていません。一方で、ネコは、新型コロナウイルスの感受性が他の動物種よりも高いとの報告があり、実験室内での感染実験では、ネコが他のネコに感染させ得るという結果が報告されています。また、オランダのミンク農場でのミンクの大量感染事例では、新型コロナウイルスに感染したミンクから人へ感染した可能性のある事例が報告されています。

新型コロナウイルス感染症に限らず、動物由来感染症の予防のため、動物との過度な接触は控えるとともに、普段から動物に接触する前後で、手洗いや手指用アルコールでの消毒等を行うようにしてください。特にペットの体調が悪い場合はできる限り不要な接触を控えましょう。